

京町家チェックシート

- 京町家については構造上やむを得ない場合、本市と協議のうえ、代替措置を講じていただくことにより、整備基準の緩和を認めています。
- 本チェックシートは、緩和の対象となる京町家かどうかをあらかじめ協議していただくための資料です。

京都市京町家の保全及び継承に関する条例第2条第1項に規定する京町家の要件への適合状況

	項目		根拠資料	資料の説明
1	建築基準法の施行（昭和25年11月23日）前に建築されている。	必須条件		
2	木造の建築物である。			
3	伝統的な構造を有する。 「伝統軸組構法」や「伝統構法」と呼ばれる構造			
都市生活の中から生み出された形態又は意匠	3階建て以下	必須条件		
	一戸建て又は長屋建て			
	平入りの屋根 ※角地、路地状敷地、高塀造りのものは必須でない。			
	<u>隣地に接する外壁又は高塀</u>	いずれか1つ以上		
	<u>通り庭</u> 道に面した出入口から続く細長い形状の土間			
	<u>火袋</u> 通り庭上部（細長い形状）の吹き抜け部分			
	<u>坪庭又は奥庭</u>			
	<u>通り庇</u> 道に沿って設けられた軒			
<u>格子（伝統的なものに限る）</u> 虫籠窓や京格子など				

※違法な増改築や著しい改変が行われている場合等は、緩和が認められないことがあります。

なお、復原的に再生・改修した京町家については、緩和を認めることもできます。

【 記 入 例 】

	項目		根拠資料	資料の説明
1	建築基準法の施行(昭和25年11月23日)前に建築されている。	必須条件	閉鎖謄本	家屋番号が一致した閉鎖謄本に、大正5年築とあり、面積も概ね現状と一致している
2	木造の建築物である。		謄本	木造と記載
3	伝統的な構造を有する。 「伝統軸組構法」や「伝統構法」と呼ばれる構造		写真	梁、柱の写真から該当
4 都市生活の中から生み出された形態又は意匠	3階建て以下	必須条件	図面	図面の通り該当
	一戸建て又は長屋建て		図面	図面の通り該当
	平入りの屋根 ※角地、路地状敷地、高塀造りのものは必須でない。		写真	外観写真から該当
	隣地に接する外壁又は高塀	いずれか		
	通り庭 道に面した出入口から続く細長い形状の土間		写真及び図面	写真及び図面の通り該当

【お願い】 閉鎖登記等については、記載箇所のマークと、読み取られた文字の併記をお願いします。

複数の書類でつながりが分かる場合は、すべての書類に同様の記載をお願いします。

		289	○	○○	○
部 題 表					
	番式	番書			番
	◎◎◎◎◎ ◎◎◎◎◎ ●◎◎◎◎ ◎◎◎◎◎ ◎◎◎◎◎	◎◎◎◎◎ ◎◎◎◎◎ ●◎◎◎◎ ◎◎◎◎◎ ◎◎◎◎◎	●◎◎◎◎ ◎◎◎◎◎ ◎◎◎◎◎ ◎◎◎◎◎ ◎◎◎◎◎	◎◎◎◎◎ ◎◎◎◎◎ ◎◎◎◎◎ ◎◎◎◎◎ ◎◎◎◎◎	表示欄
家屋番号が 現在と一致			○○		番
	◎◎◎◎◎ ◎◎◎◎◎ ●◎◎◎◎ ◎◎◎◎◎	◎◎◎◎◎ ◎◎◎◎◎ ●◎◎◎◎ ◎◎◎◎◎	◎◎◎◎◎ ◎◎◎◎◎ ◎◎◎◎◎ ◎◎◎◎◎	◎◎◎◎◎ ◎◎◎◎◎ ◎◎◎◎◎ ◎◎◎◎◎	表示欄
					番
	「12坪」と記載。 12×3.306=39.67㎡ 現状(40㎡)と同じ		「大正5年建築」と記載		表示欄